防災資機材貸出し規則（案）

2022年9月23日

防災部

新橋下自治会では2022年度より手持ちの防災資機材を自治会員（成人）に貸出すこととします。本書はその貸出要領を規定するものです。

1. 貸出し可能防災資機材：添付防災資機材リストに記載の新橋下自治会所有の防災資機材（防災拠点などより借入した資機材及び消耗品は貸出対象外です）
2. 貸出期間：原則1泊2日とする（要ある場合には借用申込先と相談）
3. 借用申込先：当分の間は防災部長（朝田満明）を借用申込先（管理者）とします  
   メイル：[micasada79245@gmail.com](mailto:micasada79245@gmail.com) (こちらが望ましい)  
   携帯：070-1045-9554
4. 優先順位：借用申込が重複した場合は先着優先とします
5. 借用時に必要な事項：貸出し記録張に下記を記載  
   借用防災資機材名  
   借用日・返却日（借用期間）  
   借用者情報：氏名・年齢・住所・メイルアドレスまたは携帯電話番号  
   自治会員であることが確認できる資料（下記等）を提示：管理者が記録  
   ・身分証明書（顔写真・氏名及び住所の記載あるもの）  
   ・健康保険証  
   ・自分宛郵便物2通以上（氏名および住所の記載あるもの）  
   ・上記相当の資料
6. 防災資機材の借入・返却  
   借入・返却場所：弥生台東公園  
   借入・返却方法：対面（借用者vs管理者）にて資機材の状態（正常に機能すること）を確認し引き渡す
7. 震度5弱以上の地震が発生した場合は、借用中の防災資機材を直ちに返却する
8. 借用中の事件・事故等は全て借用者に責あるものとする
9. 借用中に紛失した場合は、借用者は相当品を補充すること
10. 借用中の破損（機能不全）は借用者に責あるものとするが、借用者は防災資機材リスト指定の金額を支払う事に依り免責される
11. 本規則は2022年10月1日発効とする
12. 本規約に不都合ある場合には随時見直し、改定する